公有財産売買契約書

売払人鳥取県(以下「甲」という。)と、買受人〇〇〇〇(以下「乙」という。)とは、鳥取港分譲地(千代地区のうち旧緑地部)港湾関連用地の売買に関し、次のとおり契約を締結する。

(売買物件)

第1条 売買物件(以下「土地」という。)は、次のとおりとする。

所在地及び面積	面積	地目	備考
鳥取市港町13番16	9 8 1 m²	雑 種 地	売買地は別添図面のとおり

(売買代金)

第2条 売買代金は、金10,496,700円(1平方メートル当たり 金10,700円)とする。

(契約保証金)

- 第3条 乙は、本契約締結と同時に売買代金の100分の10以上の額を甲の指 定する納付書により収めなければならない。
- 2 第1項の契約保証金には利息を付さない。
- 3 甲は、乙が次条に定める義務を履行したときは、乙の請求により遅滞なく第 1項に定める契約保証金を乙に返還する。
- 4 甲は、乙が次条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証 金を甲に帰属させることができる。

(売買代金の支払)

- 第4条 乙は、売買代金を甲の発行する納入通知書により指定された日までに甲 に支払わなければならない。
- 2 甲は、乙から請求があったときは、前条の契約保証金を売買代金の一部に充 当するものとする。

(土地の引渡し)

- 第5条 甲は、乙が売買代金を完納した後10日以内で甲・乙両者の定める日に、 土地を乙に引き渡すものとする。
- 2 甲は、前項の規定による引渡しをしたときは、土地引渡し証明書を乙に交付 するものとする。

(所有権の移転)

- 第6条 土地の所有権は、前条第1項の規定による引渡しと同時に乙に移転する。
- 2 前項の所有権の移転に伴う登記は、甲が行うものとする。
- 3 前項の登記に要する登録免許税その他の費用は、乙の負担とする。

(遅延利息)

第7条 乙は、売買代金を納付期日までに支払わなかったときは、納付期日の翌日から支払のあった日までの期間につき年利率2.5パーセント(政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率が改正された場合には、改正後の率)の割合で計算した遅延利息を甲に支払わなければならない。

(危険負担)

第8条 乙は、この契約締結の時から第5条第1項の規定による土地の引渡しの時までの間において、土地が毀損した場合であっても、当該毀損が、甲の責めに帰することができない理由によるものであるときは、甲に対して売買代金の減額又は損害の賠償を請求することができないものとする。

(契約不適合)

第9条 乙は、土地の引渡しを受けた後、土地に面積の不足等、契約の内容に適合しないものを発見しても、売買代金の減免もしくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(指定用途)

- 第10条 乙は、土地を別冊の土地利用計画書(以下「計画書」という。)に定めるところにより事業の用に供さなければならない。
- 2 乙は、前項の計画書を変更しようとするときは、あらかじめ、甲の承認を得なければならない。

(指定期間)

第11条 乙は、土地をこの契約締結の日から10年間(以下「指定期間」という。)、計画書に定める事業の用に供さなければならない。

(権利の設定等の禁止)

第12条 乙は、指定期間満了の日まで、土地に地上権その他の使用及び収益を 目的とする権利を設定し、又は土地について売買等による所有権の移転をして はならない。ただし、甲が特にやむを得ないものとして承認したときは、この 限りでない。

(さく泉工事の承認)

第13条 乙は、土地について、地下水のくみ上げを目的とするさく泉工事を施工しようとするときは、あらかじめ、甲に設計書及び図面を提出してその承認を得なければならない。

(公害防止措置)

第14条 乙は、土地について建物建設等の工事を施工しようとするとき又は事業の用に供するときは、公害関係法令を遵守し、公害が発生しないような措置をとらなければならない。

(買戻特約)

- 第15条 甲は、乙が指定期間中に次の各号の一に該当する行為をしたときは、 土地の買戻しをすることができる。
 - (1) 第10条及び第11条に定める義務に違反して、計画書に基づく事業の用 に供さなかったとき。

- (2)第12条に定める義務に違反して、甲の承認を得ないで土地に地上権その 他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は土地について売買等による 所有権の移転をしたとき。
- (3)第13条に定める義務に違反して、甲の承認を得ないでさく泉工事を実施したとき。
- (4) 前条に定める義務に違反して、公害防止の措置を怠ったとき。
- 2 前項に定める買戻しの期間は、この契約締結の日から10年間とする。
- 3 乙は、甲が本条第1項及び第2項の規定に基づき、期間を10年とする買戻権を登記することに同意するものとする。

(違約金)

- 第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、第2条 の売買代金の30パーセントに相当する額の違約金の支払を求めることができる。
 - (1)第10条及び第11条に定める義務に違反して、指定期間中に計画書に基づく事業の用に供さなかったとき。
 - (2)第12条に定める義務に違反して、指定期間中に甲の承認を得ないで土地 に地上権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は土地につい て売買等による所有権の移転をしたとき。
 - (3) 第13条に定める義務に違反して、甲の承認を得ないでさく泉工事を実施したとき。
 - (4) 第14条に定める義務に違反して、公害防止の措置を怠ったとき。
 - (5) 正当な理由なくして契約の解除を申し出たとき。
- 2 前項の違約金は違約罰であって、第22条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解しない。

(買戻権の行使)

- 第17条 甲は、第15条第1項に定める買戻権を行使するときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該売買代金には利息を付さない。
- 2 甲は、買戻権を行使するときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。
- 3 甲は、買戻権を行使するときは、乙が支払った違約金及び乙が売買物件に支 出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(契約の解除)

第18条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

(暴力団の排除)

- 第19条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
 - (1)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構 成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - (2)次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当

該行為を行ったと認められるとき。

- ア 暴力団員を役員等(乙が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、乙が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。)とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
- イ 暴力団員を雇用すること。
- ウ 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用する こと。
- エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、 金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
- オ 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
- カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
- キ 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行 うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業 務を下請等させること。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、違約金として第2 条の売買代金の30パーセントに相当する金額を甲に支払うものとする。

(返還金)

- 第20条 甲は、第18条又は前条の規定により契約を解除したときは、乙が支払った売買代金を返還する。
- 2 前項の売買代金には、利息を付さないものとする。
- 3 第1項の売買代金には、乙が負担したこの契約に要した費用、遅延利息及び 違約金並びに乙が土地について支出した必要費、有益費その他一切の費用は含 まないものとする。

(原状回復義務)

第21条 乙は、甲が第18条又は第19条の規定により契約解除権を行使した ときは、甲が指定した期日までに、土地を原状に回復して甲に返還しなければ ならない。ただし、甲が土地を原状に回復させることが適当でないと認めたと きはこの限りでない。

(損害賠償等)

第22条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたとき は、その損害の賠償を請求することができる。

(相殺)

第23条 甲は、第20条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、 乙が第7条に定める遅延利息、第16条及び第19条に定める違約金又は前条 に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金を 遅延利息等の全部又は一部と相殺することができるものとする。

(専属的合意管轄裁判所)

第24条 この契約に係る訴えについては、鳥取市を管轄する裁判所をもって専 属的合意管轄裁判所とする。 (その他)

第25条 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義があるときは、甲・乙 協議して定めるものとする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印の上、各 自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県 鳥取県知事 平 井 伸 治

 \angle